

教育総務部の事務分掌

教育総務課	(1) 公印の保管に関する事。 (2) 文書の收受、発送及び整理保存に関する事。 (3) 横手市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の会議に関する事。 (4) 教育委員会所管の職員(県費負担職員を除く。)の任免、給与その他人事に関する事。 (5) 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関する事。 (6) 教育長期計画の総合企画に関する事。 (7) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和33年法律第81号)、産業教育振興法(昭和26年法律第228号)及び理科教育振興法(昭和28年法律第186号)に基づく事務に関する事。 (8) 教育委員会規則等の制定及び改廃に関する事。 (9) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事。 (10) 教育に関する調査及び統計に関する事。 (11) 教育行政に関する相談に関する事。 (12) 教育委員会の所掌に係る歳入算出予算の総括調整に関する事。 (13) 物品その他物件の調達及び出納保管(他課所管に属するものを除く。)並びに不用品の処分に関する事。 (14) 寄附採納の手續に関する事。 (15) 事務局各課との連絡調整に関する事。 (16) 学校施設の整備及び計画に関する事。 (17) 教育財産の取得の申出及び管理並びに廃止に関する事。 (18) 学校施設の管理に関する事。 (19) 教育用コンピュータ整備に関する事。 (20) 学校統合準備及び計画策定に関する事。 (21) 統合に係る学校施設の整備に関する事。 (22) 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関する事。
生涯学習課	(1) 生涯学習に関する長期計画の策定に関する事。 (2) 生涯学習の振興及び奨励に関する事。 (3) 社会教育関係団体の育成指導に関する事。 (4) 生涯学習施設の管理及び運営に関する事。 (5) 生涯学習関係の委員に関する事。 (6) 芸術文化の振興及び奨励に関する事。 (7) 芸術文化関係団体の育成に関する事。 (8) 青少年教育及び成人教育に関する事。 (9) 視聴覚教育に関する事。 (10) 秋田大学横手サテライトに関する事。

教育総務部の事務分掌

	(11) 前各号に掲げるもののほか、生涯学習及び芸術文化に関すること。
スポーツ振興課	(1) スポーツに関する長期計画の策定に関すること。 (2) スポーツの企画及び実施に関すること。 (3) スポーツ関係団体の育成に関すること。 (4) スポーツ施設の管理及び運営に関すること。 (5) スポーツ推進審議会に関すること。 (6) スポーツ推進委員に関すること。 (7) レクリエーションに関すること。 (8) スポーツを通じたまちづくりに関すること。 (9) 学校体育施設の開放に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、体育スポーツの振興に関すること。
伝統文化課	(1) 文化財の保存活用及び伝統文化に関すること。ただし、次の事務を除く。 ア 伝統的建造物群保存地区に関すること。 (2) 文化財保護団体の連絡調整に関すること。 (3) 横手市郷土資料館施設等の管理運営に関すること。 (4) 歴史文化を活かしたまちづくりに関すること。 (5) 歴史的風致維持向上計画に関すること。 (6) 文化財保存活用地域計画に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、文化財及び伝統文化に関すること。
図書館課	(1) 図書館の総務、施設管理及び改修に関すること。 (2) 図書館の運営方針、サービス計画等の策定に関すること。 (3) 図書館協議会に関すること。 (4) 図書館と関係機関との連携・協力に関すること。 (5) 図書館サービスポイントに関すること。 (6) 図書館間の運営の調整に関すること。 (7) 読書活動推進に関すること。 (8) 文字活字文化振興に関すること。 (9) 学校図書館支援に関すること。 (10) 前各号に掲げるもののほか、読書政策に関すること。